

第73号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年6月7日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例（昭和31年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～16 (略)	附 則 1～16 (略)
17 法附則第15条第1項、第15項、第17項、第19項、第21項、第26項、第33項、第34項、 第39項若しくは第43項 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	17 法附則第15条第1項、第15項、第17項、第19項、第21項、第26項、第33項、第34項 若しくは第39項 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
18 (略)	18 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。